

平成29年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成29年3月15日（水）

午後3時04分～午後4時46分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第5号』平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

【文化振興課】

- (1) 『議案第7号』千代田区指定文化財の指定

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
(2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

【文化振興課】

- (1) 千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 第1回区議会定例会の報告

【子育て推進課】

- (1) 地藏橋西児童遊園、旧和泉橋出張所を活用した私立認可保育園の整備に係るパブリックコメント募集の結果

【子ども施設課】

- (1) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備計画方針（案）
(2) 九段中等教育学校の増築整備

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 退職校長・園長 退職辞令交付式・感謝状贈呈式
(2) 教育広報かけはしの年間予定
(3) 教育委員会行事予定表
(4) 広報千代田（3月20日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（９名）

子ども部長	保科 彰吾
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
文化振興課長	山下 律子

欠席委員（０名）

欠席職員（２名）

教育担当部長	小川 賢太郎
子ども支援課長	加藤 伸昭

書記（２名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。 ただいまから平成29年教育委員会第４回定例会を開会します。 本日、小川教育担当部長、並びに加藤子ども支援課長は、他の公務のため欠席です。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川委員	承知しました。
中川委員長	本日の議事日程はお配りしてあるとおりですが、第１議案、指導課、議案第６号人事案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第７項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。 賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）
中川委員長	全員賛成につき、非公開といたします。 この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１ 議案

子ども総務課

(1) 『議案第5号』平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書

文化振興課

(1) 『議案第7号』千代田区指定文化財の指定

中川委員長	日程第1、協議に入ります。
	議案第5号、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、議案第5号、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてでございます。
	こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、毎年度実施しているものでございます。今年度は、何回かの協議を経まして、このような形に最終的にまとめさせていただきました。内容等については、既にこれまでの協議の中でご説明しているとおりでございますので、本日のご説明は省略させていただきます。
	こちら、ご議決いただきました後には、法律の規定に従いまして、区議会のほうにご報告させていただきたいというふうに考えてございます。
	ご説明につきましては以上です。
中川委員長	説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	特にないようですので、議案第5号について採決します。
	賛成の方は挙手願います。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第5号を決定することとします。
	続きまして、議案第7号、千代田区指定文化財の指定について、文化振興課長より説明をお願いいたします。
文化振興課長	議案第7号、千代田区指定文化財の指定でございます。
	本件につきましては、2月28日教育委員会において協議をさせていただいたものでございます。本年2月10日に開催いたしました千代田区文化財保護審議会において、旧神田区復興小学校建築関係文書について、平成29年度の千代田区指定文化財として指定することが適当である旨の答申を受けたため、本日議案という形でご審議をいただくものでございます。
	具体的にご説明させていただきますと、有形文化財（古文書）として、旧神田区復興小学校建築関係文書、簿冊37冊、図面3帙（78枚）、計115点でございます。
	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
中川委員長	説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたしま

金 丸 委 員
中川委員長

す。

特にございません。

特にないようですので、議案第7号について採決します。

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

中川委員長

全員賛成につき、議案第7号を決定することとします。

それでは、次なんですけども、子ども施設課長が、他の公務の都合により退席いたしますので、その前に、第3、報告、子ども施設課を先に議題いたします。

子ども施設課長

報告事項の(1) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備計画方針(案)につきまして、ご報告申し上げます。

こちらの小学校に関しましては、校舎棟が昭和48年の竣工、体育館棟が昭和40年の竣工で、老朽化が激しい状況にございます。幼稚園舎に関しまして、平成5年の錦華公園内に仮校舎を設置して対応した状況から、ずっとそのような状況になっているという状況にございます。現在の改築の方針に当たりましては、習熟度別学習や少人数教育、ICT教育などの今日的な学習内容に対応させることが必要となってまいります。あわせて、学校施設に関しましては、地域コミュニティの核となる地域の防災拠点としての役割にございます。こういった観点から整備の方針を考えてまいります。

計画敷地の概要でございますが、千代田区猿楽町一丁目1番1号、現敷地の計画です。敷地面積は4,849㎡です。概要等は、こちらにござんのとおりという形になってございます。

2ページ目に参ります。

こちら、学校要覧から抜粋のお茶の水小学校・幼稚園の概要を載せてございます。

(2) です。現在、小学校は11学級、幼稚園は3学級、学校内学童クラブの在籍者数は33人という形になってございます。

4番目、施設整備の基本的な考え方です。多様な学習内容・学習形態に対応し得る弾力的な学校づくりを考えてまいります。

①に関しましては、チームティーチングであったり、習熟度別学習であったり、少人数学習ということができるよう施設整備を行ってまいります。

②です。高度情報通信ネットワーク社会、ICT教育といったものが対応可能な整備をやってまいります。

③です。主体的な活動を支援できるようなということになってございまして、アクティブ・ラーニング等の内容の対応ができるようなことを考えてございます。

④です。教育上特別の支援が必要な児童に配慮するということで、特別支援教育といったものを視野に入れた施設整備を行ってまいります。

⑤です。小学校、幼稚園、学校内学童クラブ、3つの機能が入る施設を考えてございますので、各機能の独立性と連携といった両面が確保できるよう

な環境を考えてございます。

⑥です。食育の重要性に配慮するということも加えております。

(2) 健康的で安全な学校づくりに参ります。

健康的な学校づくり、①は、生活の場としてもゆとりある施設整備を行ってまいります。

②です。こちらに関しましては、日照、採光、通風に配慮した整備。

③に関しましては、防犯であったり安全面の配慮を行う。

④に関しましては、放課後児童クラブといったものも視野に入れた環境。

⑤が、再生可能エネルギーや省エネルギー化の促進ということも考えた施設整備を図ってまいります。

(3) です。地域に開かれた学校づくりです。

こちらに関しましては、③ですが、伝統であったり校風を継承するような施設整備ということを考えてございます。

②のほうは、先へ行っちゃって申しわけなかったんですが、防災拠点としての機能の充実ということも、こちらのほうに記載してございます。

次のページです。施設の想定内容をこちらのほうに記載しました。

(1) 基本的な考え方ですが、①オープン型教室12学級を基本に、各学年1教室ずつの少人数・多目的教室を設けます。という形でございますので、普通教室としても転用可能な形ということを考えてございます。

②番、幼稚園に関しましては、3年保育4学級を基本に、6学級編制まで対応が可能な施設整備としたいと考えております。

③番、学童クラブに関しましては、3支援単位まで対応可能ということを考えてございます。

(2) のほうに主な諸室がございまして、一番下段に、校庭の欄がございまして。計画では、50mの直線走路と100mトラックというものを設けたいというふうに考えてございます。現校舎に関しましては、直線は40mで、80mトラックというような状況になっております。

おおよその計画で申しますと、現在6,100㎡のところ、1.5倍程度の計画が必要になるというような状況になっております。

次のページです。その他配慮すべき事項ということで、(1) がエコスクール化であったり、(2) が長寿命で耐久性の高い整備ということを考えてございます。

一番最後に、7番目ですが、改築工事中の仮校舎についてということで項を設けました。こちらに関しましては、現在九段小学校・幼稚園が仮校舎として使用しています旧九段中学校が想定されるという形で記入してございます。こちらに関しましてということで考えた場合、平成31年から利用が可能な状況になるということをごちのほうに書いてございます。仮校舎に関しましては、送迎バスなんかを考えていくということをごちのほうに書いてございます。

ご報告は以上でございます。

中川委員長	報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
子ども施設課長	本件に関しましては、3月17日、今週金曜日の特別委員会、お茶の水小学校施設整備特別委員会でご報告申し上げます。
中川委員長	金丸委員。
金丸委員	想定する施設の内容の中で、基本的な考え方のところ、「幼稚園は、3年保育105名定員を基本に、6学級編制まで対応可能とする」というその趣旨というのは、1学年につき2学級という理解でよろしいですか。
子ども施設課長	基本的に、2学級ごと、3歳児・4歳児・5歳児で2学級ごとというものを上限という、そこまで対応ができるようなことを考えてございます。
金丸委員	それで、元に戻って、4学級を基本にするというのは、どんな構成を考えていらっしゃるんですか。要するに3歳児・4歳児・5歳児ですから、普通だったら、3クラスなのか6クラスなのかというふうになりそうな気がするんですけど、4クラスとなっているのはどういうことですか。
子ども施設課長	現在35名定員で4歳児・5歳児がやっているんですが、3歳児に関しましては、20名定員というものが現状です。ですので、3歳児35名が入園されると、2クラスになる。4歳児、5歳児が1クラスということで、計4クラスになるというのが、現状の基本の構成という形になっているということでございます。
金丸委員	ということは、6学級編制になるということは、40名とって、上がったときに35名を超えているから、それをまた、2つに分けると、そういう趣旨なんですか。
子ども施設課長	その辺は弾力的にやっていくということはもちろんなんですが、3歳児に関しては、20名定員ということで考えていますので、だから、40名もし採用になった場合、20名、20名と2クラスで、40名ずつという定員でできると、そこまでやっていきたいということでございます。
金丸委員	その40人の子が4歳児になるじゃないですか。4歳児になると、4歳児は35名定員だということで、2クラスに分けなきゃいけないと、そういう意味ですか。
子ども施設課長	そういう意味です。
金丸委員	わかりました。
中川委員長	よろしいですか。
	古川委員。
古川委員	改築工事中の仮設校舎、園舎についてなんですけれども、今、旧九段中学校が想定されるということでした。今現在、九段小学校・幼稚園が使っていますが、仮校舎になった場合の想定される課題に、登下校時の見守り体制とあります。今の九段小学校も、区のほうからもフォローしていただいているようなんですが、現に朝夕、先生方が見守りに立たれているということです。大変なご負担がかかっているというのが耳に入って、とても心配しています。

その負担の件とか、あと、例えば園舎のほうで入り口の前がすぐに道路になっていて、兄弟を連れて登園される方が多いと思うんですけども、小さい未就園児のお子さんがちょろちょろされていて、先生方が冷や冷やしながら登園の状態を見守っているんだと、参観に行ったときに感じました。

区のほうのフォローもあると思うんですけども、実際そういったいろいろな負担とか、細々とした問題に、毎日、先生方が心配して、当たってくださっているんで、その現実をこちらのほうでも受けとめていただいて、あと、そういった問題点が、定期的にとりか、まめに教育委員会と学校で情報が共有されているといいなと思っています。

お茶の水の建てかえで使うことになったとしても、今の九段小学校・幼稚園の問題点等を引き継いで、事故があってはならないことなので、ぜひフォローのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

子ども施設課長

ありがとうございます。そういった形で、仮校舎のノウハウというものも何か変なんですけど、こういったことがございますので、蓄積したそういった教訓みたいなものを十分に反映させながらやってまいりたいと思います。

お茶の水小学校の学区域からですと、遠いところで言いますと、目白通り、専大前通り、白山通り、それから駿河台の通りまで通る可能性もございます。そういったことがございますので、安全対策には万全を期して、そういったことも踏まえまして、見守りの体制に関しましては、十分注意してやってまいりたいと思います。

中川委員長

本当に、今、古川委員が言ったとおり、安全面ということが九段小以上に問題になってくるだろうなと思いますね。その点、よろしくお願ひします。

でも、現校舎よりもいいなと思うのは、40mの直線走路が50mになったりとか、80mトラックが100mになるということ、こういうことができるというのはとてもいいことだなというふうに思います。

ただ、現校舎の面積が6,104㎡で、これができますと、1万から1万1,000㎡になりますけれども、そうなったときに、階層の問題というものはどうなっているんでしょう。

子ども施設課長

プールが、こちらの小学校の場合、現在校庭にある形になっています。これも校舎に取り込む形を考えておりますので、体育館棟と校舎棟が別になっているものも一体とするということになりますので、設計に関しては、もちろんこれからということにはなりますが、工夫していかなければならないと思います。

高層にならないよう、児童に負担のないような形で、校舎の配置を考えてまいりたいと思っています。この平米数に関しましては、この程度というようなことは、これから積み上げていく話でございますので、基本的には全部が全部こういう形にはなるわけではないので、できるだけ児童が利用する場所、基本の場所に関しては、こういった距離がないような形で配置を考えてまいりたいというふうに考えております。

中川委員長

ありがとうございました。

	ほかは。金丸委員。
金 丸 委 員	所在地が猿楽町1－1－1ということは、現校舎のところですよ。すると、これを建てかえてやる場合に、園舎の部分はお返しするというのが前提の計画になるということでしょうか。
子ども施設課長	こちらは仮園舎といいますか、錦華公園も現在借りている場所でございますので、お返しするというのが前提で、そういった考えという認識で考えてございます。
金 丸 委 員	ありがとうございます。
中川委員長	それでは、よろしいですか。
	(了 承)
中川委員長	では、次に参りたいと思います。
	次に、九段中等教育学校の増築整備について、子ども施設課長より報告をお願いいたします。
子ども施設課長	画面のほうをごらんください。九段中等教育学校の増築整備に関しまして、A3判の資料を用意してございます。
	九段中等教育学校に関しましては、開校以来、2つの校舎、道路を挟んで2つの校舎で学校活動を送ってきたという経緯がございます。生徒、教員が、両校舎間を移動することになるわけですが、最大15分程度もかかってしまうというようなこともあり、教育活動に支障を来すこともございます。それから、公道上の移動になりますので、安全面からも問題になっているということが、開校当初からの問題でございます。これに関しまして、保護者や学校から要望がございまして、両校舎間を連絡橋で結ぶということを考えてほしいというご要望がございました。
	平成27年度、昨年度、連絡橋の設置に関しまして検討をしたところでございます。
	図1のほうをごらんください。図1で言いますと、これが、九段校舎がこちらです。丸印で一応描きました。赤字で書いてある部分なんです、校舎が通りを挟んで東西にずれているということになります。設計作業をやっていく中で、隣地境界から10mずらさなければいけないという、そういうことがわかりました。そうすると、校舎と校舎の間に遠い側にずれる、10mずれなきゃいけない。隣地境界の側につければ10m短くて済むんだけど、10m離す必要が出てくるということがわかりました。
	そうしますと、図2のほうをごらんになってもらいたいのですが、巨大な構造物になってしまう。その10mずれることにより、10m余分な通路が必要になるということになります。通路だけでも巨大な構造物ができてしまうということがわかりました。
	図3のほうもごらんになってもらいたいんですけども、図3のほうは、これはパースで描いた絵なんです、これが通路としてこういう形になっているというものでございます。構造物でこういったものがあるということでございます。

こういったような状況を考えまして、景観上の観点からも非常に大きな構造物であるということから、好ましいものではないということをごさいますて、この校舎と校舎を結ぶという発想から、1つの敷地内に校舎を増築すれば、そういったことがクリアされるんじゃないかということを考えたということをごさいます。そのほうが、教育環境の向上に加えまして、安全管理上も有効であると考えられるということがごさいます。

また、公道上を占有するということではごさいますので、連絡橋に関しては、これまで近隣から了解が得られなかったところでごさいます。同じ敷地内に、校舎がつくられるということから、そういった了解も得られやすいのではないだろうかということを考えてごさいます。

別の図で用意してもらいました。2ページ目になるんですけども、A4縦の図がごさいます。現校舎の敷地図がごさいますて、グラウンドの北側に増築をするという案でどうでしょうか。そういった配置が可能というふうに見えるのではないのでしょうかということを考えてごさいます。一応こちらの場所には、現在体育倉庫や物置なんかがあるような場所でごさいますて、そういった機能を取り込むことによりまして、純粋な面積の減といえますか、増設ではなくて、そういった機能も取り込むことによりまして、こういった校舎をつくるということはどうだろうかということ、29年度の予算として考えているということをごさいます。

規模的なものを申し上げますと、現在の校舎と同等の規模の教室が入るものと考えてごさいますて、法規制などから考えますと、5階建て程度の校舎ということが考えられるという状況でごさいます。

ご報告は以上でごさいます。

中川委員長

報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

1点。1つは、この増築案にした場合には、近隣の承諾を得られやすいというお話がありましたけど、近隣の承諾が必要な建物になるのでしょうか。

子ども施設課長

これに関しては、公道上に設置する連絡橋に関しては絶対必要条件だったんですが、基本的には、公共施設としての責務はあろうかと存じますが、基本的に法規制ということでは問題はないものと考えております。

金丸委員

もう一つは、5階建てとおっしゃるけれども、富士見校舎の大きさを考えたときに、あそこにあるいろんな倉庫みたいなものを取り込むとしたときに、5階で本当に間に合うのかという心配がちょっとありますが、それは大丈夫なんですか。

子ども施設課長

九段校舎の側に来るということもごさいますので、別々に持っていた機能がごさいます。特別教室であるとか、違いますね。じゃあ、九段中等の……

副参事(特命担当)

じゃあ、私のほうから。現在、九段校舎と富士見校舎に分かれていますので、例えば職員室が2カ所にある、保健室もそれぞれ2カ所にあるというような、両方ダブっている施設も結構ありますので、そういうものは1カ所に

統合して、また、共用部分の廊下だとかエレベーターだとか、そういう施設もありますので、そういったところもまた、必要になりますから、そういうものを除いて、絶対に必要な機能としては、教室が、4教室を2学年、8ですね、それと、講義室がやはり同じぐらいの数が必要だというような、そういうものと、あと、富士見校舎のほうに自習室がございますので、その機能はこちらに持ってこないといけない。今まで足りなかった進路相談室だとか、そういった必要なものを持っていくというようなことで、少しスペースは狭くなりますけれども、その中で何とか抑えるような努力を学内でも話し合いはしているところです。

中川委員長
金丸委員

金丸委員。

概略はわかりましたけれども、例えば職員室を1つに統合できるといっても、2つに分かれて教員がいたわけですね。今、片方にある教員室に全員が入るわけにもいかないんじゃないかという心配もあるんですけど。同じように、保健室についても、2つに分かれていて、2カ所にいるというのはよくわかりますけれども、1つにしたら、大きさが従前の1つ分で一体機能的に十分なんだろうかという不安があるんですが、その点はいかがでしょう。

副参事（特命担当）

職員室については確かに狭くなるんですけども、今まで別の学校という感じになっていたんですね。前期課程と後期課程の一部が富士見校舎というようなことで。教員同士の話し合いだとか交流だとか、そういうものもないわけじゃないんですけども、ちょっとしにくい場面がありました。そういう中で、少し狭くはなるんですけども、工夫することによって、1カ所に持ってきて、一体的な学校の運営というものをしていこうじゃないかという、そういうようなことです。

保健室についても、その辺については、特にスペース的な面では問題ないんじゃないかというようなことで、広さ的な面なんかも含めて、特に問題ないんじゃないかという、そういうようなことでございます。

中川委員長
教 育 長

よろしいですか。

教育長。

この案件は、10年来にわたって、保護者の方とか生徒たちから、両方の校舎を移動する時間の短縮とか、あるいは安全上の配慮を求められてきた中で、さまざまな制約を解消する教育委員会の一つ案として、今回ご提示させていただいているものです。時間短縮とか安全性の確保のほかに、今説明がありましたけれども、6年を通しての中等教育学校としての一体感の確保、一体的かつ効率的な運営という面でも資するところが大きいんだろうというふうに思っています。

ただ、今回のこの提案については、保護者を初め、学校関係者の方等も、いろいろご疑念とかご意見とかもおありでしょうから、教育委員会としては、丁寧に保護者の方等に説明する中で、慎重に対応してまいりたいというふうに思っています。

中川委員長	ありがとうございます。 よろしいですか。 金丸委員。
金丸委員	余分な話なんですけど、そうすると、富士見校舎は壊すという、そういう予定なんですか。
子ども施設課長	基本的に、そういったことはございませんで、九段中等教育学校ということではなく、別の利用方法を考えていくということになろうかと思います。
中川委員長	よろしいですか。 図で見ると、実際にどうなんだろうというのがわかりにくいんですけども、この幅で、5階建てにして、富士見校舎の機能がちゃんとこの中に入れ込めるんだろうかというのは、いろいろ問題が出てくると思うので、ぜひ丁寧に説明できるようにしておいてください。 ほかはよろしいでしょうか。 (なし)
中川委員長	それでは、次に移りたいと思います。 施設課長は、これで終わりですね。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令

文化振興課

(1) 千代田区文化財保護審議会委員の委嘱

中川委員長	では、日程第2に戻ります。協議に入ります。 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、協議事項の1番目、千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてでございます。 こちらにつきましては、今年度の組織改正に伴い、規則の一部を改正するものでございます。 資料のほうをごらんください。改正部分は赤字となっております。まず、子ども支援課につきまして、現在は支援系の1係となっておりますが、子どもの数の増加、それから、それに伴いまして、保育施設の増加、こちらがございまして、業務が非常にふえておりますので、こちらは保育園の運営を支援する運営支援係と、入園審査を行う入園審査係の2係に分けて対応したいということで、2係制というふうに改正いたします。 それから、学務課のほう、こちらに新たに特別支援教育係を設置いたします。こちらにつきましては、昨今特別な支援が必要な子どもがふえているという状況がございますが、これまでそういった支援が、学務課、それから指

導課、それから児童・家庭支援センターなど、複数の課にまたがって行われておりまして、これを統一的かつ効果的に行う必要があるということから、新たに特別支援教育係を学務課に設置し、こちらで全体の調整をしながらやっていくということでございます。

それから、給食主査、それから、指導課の教員人事係、こちらにつきましては、名称の変更をさせていただきます。

それから、3ページ目になりますが、ただいまの組織改正に伴います事務分掌の変更ということでございます。今申し上げましたように、学務課におきます特別支援教育係におきまして、特別支援教育の全体調整に関すること、それから就学委員会に関すること、それから個別指導計画に関すること、こちらを追加するものでございます。

施行は、平成29年4月1日からを予定してございます。

ご説明は以上です。

中川委員長

はい。ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

言葉の問題なんですけども、給食主査と給食係というのは、単に言葉の変更だけなんですか、それとも、主査と書いてあるのは1名という意味で、係は複数いるという意味も含まれているのかどうか。

子ども総務課長

こちらにつきましては、係という名称、あるいは主査という名称にするかというのは、区長部局におきまして、全体でさまざま、こういったものをそういうふうにするかというのは調整しまして、その結果、給食係につきましては、現在、給食の主査は2名おりますが、これはもう、係という名称ということで、全体で調整するものでございます。

中川委員長

金丸委員。

金丸委員

子ども支援課のところなんですけども、改めて入園審査係というものを書いていますね。これは従前はどこでやったものなんですか。

子ども総務課長

従前も、入園審査は子ども支援課の支援係のほうで行ってございます。

中川委員長

それについてなんですけども、窓口がいろいろになっていたということ、学務課、指導課、児家センということで、それを1つにして審査をするんですか。その辺のところちょっとわかりにくい。

子ども総務課長

今の入園審査と別の話です。特別支援のほうの……

中川委員長

特別支援、ごめんなさい、特別支援。

子ども総務課長

次の協議事項となつてございます児童・家庭支援センターの処務規程の一部を改正する訓令、こちらのほうでもご説明させていただきたいと思っておりましたが、確かにこれまで、例えば最初に学校に入るときの就学委員会に関すること、こちらについては、児童・家庭支援センターのほうでやっていたりとか、学校に入る以前の、いわゆるさくらキッズ、こちらも児童・家庭支援センターのほうでやっていて、その後、学校に入った後、今度は指導課

中川委員長

のほうで支援員をつけたりとかしておりますが、ただ、全体の学校の入学の手続きといたしますか、入学の事務を行うのは、それは学務課の仕事でございますので、そこでいろいろ分かれていたところでございます。そのため、一貫した支援ができないというか、十分なところが、手が届かないようなところもございましたので、今回、学務課のほうにこの特別支援教育係というものを1つ置きまして、そこで全体の調整をしながら、一貫してやっていこうという、そういった趣旨でございます。

それはとてもすっきりしていいんじゃないでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

栄養士。主査というものはいいですね。

学 務 課 長

各学校には、栄養士1名を配置しています。東京都の正規職員の栄養士が2校に1名ということで、小学校、中学校には、あわせて4名の正規の栄養士と栄養教諭1名が配置されています。正規職員が配置されていない学校には、非常勤の栄養士さんを配置しているところでございます。

中川委員長

わかりました。

それでは、ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

中川委員長

じゃあ、こちらに関しましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。

次に、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する訓令についてご説明させていただきます。

こちら、先ほどの教育委員会事務局処務規則の改正と同様に、今回の組織改正に伴う改正でございます。

資料のほうをごらんいただきますと、こちら赤字になっているところが変更したところでございます。

一つ目は、これまでの連絡調整主査を、今後、児童相談所の設置に向けまして、児童相談所準備主査というふうに改めて設置いたします。

それから、次のページに参りまして、先ほど教育委員会事務局の処務規則の改正でご説明いたしました、就学委員会に関することは、これは学校の入学手続に関するものと密接に係るものでございますので、こちらは学務課のほうに設置いたします特別支援教育係、こちらは特別支援教育係で行うということになります。

それから、下のほうに行きまして、教育相談に関することですが、これはこれまで発達支援主査のほうについておりましたが、これをこちらの子ども家庭相談係のほうの事務とするということでございます。

それから、連絡調整主査にかわりまして設置いたします児童相談所準備主査、こちらにつきましては、児童相談所の開設準備に関するを行うということでございます。

	改正点は以上でございます。こちら平成29年4月1日から適用するということになってございます。 ご説明は以上です。
中川委員長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらよろしく願いいたします。
金丸委員	金丸委員。 よろしいですか。この連絡調整主査、第2条の、改正前は、連絡調整主査と書いてあった、この人の仕事というのは、一部は児童相談所準備主査の仕事と一致していますよね。それ以外の仕事は、児童相談所準備主査がやっぱりやるということなんでしょうか。そうだとすれば、名称の変更だけになりますし、そうじゃなくて、それ以外のものについては、ここではやらないということになるんでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	連絡調整主査につきましては、児童相談所設置に関する事務ですとか、あとは、児童館、学童クラブの連絡等の仕事と兼務していました。児童相談所設置に向けまして、そこに集中的に仕事を、わかりやすくするということで、連絡調整主査を改めまして、児童相談所設置主査を29年度より設置いたしました。
中川委員長	はい、金丸委員。
金丸委員	ということは、児童センター及び児童館の連絡調整に関することというのは、児童相談所準備主査はやらないということになるんでしょうね、多分。
児童・家庭支援センター所長	連絡調整主査というのは、今までちょっとなかったもので、28年度に関しまして、児童相談所を設置と、それから児童館の連絡調整に関することということでしたが、児童センター及び児童館の連絡調整というところに関しましては、児童館とそこを所管している係の中でできると判断いたしまして、児童相談所設置に関するところに、具体的にわかりやすく児童相談所設置主査といたしました。
金丸委員	私の質問としては、先ほどの児童相談所準備主査という係については、児童相談所の関係の仕事に特化されていてということでしょうかというのが第1の質問です。 第2の質問は、今までの児童館との連絡調整は、一体どこが担当することになるんでしょうかという、この2つの質問です。
児童・家庭支援センター所長	児童相談所準備主査につきましては、児童相談所の設置に関しまして、児童相談所設置に特化する主査でございます。 また、児童センター及び児童館の連絡調整に関する事務に関しましては、事業系のほうで行っていくものといたします。
金丸委員	ありがとうございます。
中川委員長	それでは、ほかにご質問はよろしいですか。 (なし)
中川委員長	では、この件に関しましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。

文化振興課長	次に、千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について、文化振興課長より説明をお願いいたします。
文化振興課長	それでは、資料に基づきまして、千代田区文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。
	文化財保護条例に定めます文化財保護審議会委員でございますが、定数は7名でございます。現在7名の委員の方が在籍しております。委員の任期が2年となっております、平成29年3月末で任期が終了いたします。そのため、29年度、30年度の千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について、本日協議をお願いするものでございます。
	こちらの資料にございますように、小林忠委員以下、7名ともに全員再任でございます。次回の教育委員会にて議案として審議をお願いする予定になっております。
	説明は以上でございます。
中川委員長	この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	金丸委員。
金丸委員	よろしいでしょうか。4番の吉良先生が日本史の近現代史で、それから5番の加藤先生が日本史の近世史になると、古いほうの歴史というものに関連しては、民俗学の、もしくは考古学の先生が主に担当するというところでよろしいのでしょうか。
文化振興課長	そのとおりでございます。
中川委員長	よろしいですか。
	ほかはいかがでしょうか。
	(な し)
中川委員長	それでは、この件に関しましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 第1回区議会定例会の報告

子育て推進課

(1) 地蔵橋西児童遊園、旧和泉橋出張所を活用した私立認可保育園の整備に係るパブリックコメント募集の結果

子ども施設課

(1) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備計画方針(案)

(2) 九段中等教育学校の増築整備

中川委員長	次に、第3、報告に入ります。
	第1回区議会定例会の報告について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

それでは、子ども総務課からの報告事項、第1回区議会定例会の報告でございます。

現在、本年の第1回区議会定例会が開催されているところでございますが、こちらにつきましては、これまで本会議におきまして、代表質問、一般質問、それから今回の定例会には来年度予算が議案として出てございますので、予算の分科会審議、そこまでが現在のところ進んでいるところでございます。

それでは、本会議におきます代表質問、それから一般質問について、本日は概略をご報告させていただきたいと思っております。

資料としては2点おつけしてございます。1点目が、発言通告書というA4横のもの。それから、もう1点が、答弁概要というA4縦のもの。本日は、この答弁概要、こちらに従いまして概略のほうを説明させていただきます。

では、資料のほうをごらんください。まず、自民党の永田議員のほうから、学習指導要領の改訂についてということで、ご質問がございました。学習指導要領の改訂の内容につきましては、こちらの委員の皆様の方にも情報提供させていただいているところでございますので、何が変わるかということについての答弁内容はこちらをごらんいただきたいというふうに思います。

それから、この学習指導要領の改訂に対する区教育委員会の対応についてということでございますが、こちらは、特定の区立学校を道徳教育や外国語教育の充実に向けた研究協力校に指定いたしまして、学習指導要領の改訂を先取りする形の研究に取り組んできたというところ、こちらにつきましては既に委員の皆様にもご報告させていただいているところでございます。現在はそうした成果を他の区立学校でも共有できるように、研究・研修活動を進めているというところでございます。

次に、この新学習指導要領による教育活動で期待される成果についてということでございますが、千代田区立学校で学ぶ全ての子どもたちが、変化が激しく、先行き不透明な時代でも、しっかりと豊かな人生を切り拓いていけるよう、また、他者を尊重し、協働しながら、持続可能な社会のづくり手となることができるよう、そういった効果が期待されるところでございますので、そうした効果が出るように努めていきたいということで答弁したところでございます。

次に、千代田のはやお議員のほうからの質問でございます。

質問内容は、児童相談所の設置についてということでございまして、まず、他の区における進捗状況ということでございます。こちらは、現在のところ、開設予定時期の最も早いのは、荒川区、世田谷区、江戸川区の3区でございます。こちらが32年度中の相談所開設を計画しているというところでございます。

それから、次の質問で、他区と比較しまして小規模な本区において児童相

談所を設置する上での課題ということでございます。最も大きな課題としては、専門性の高い人材確保と、またその育成ということになるかということで答弁させていただいたところでございます。

また、そのほかにも、児童養護施設やファミリーホームなどが区内にございませんので、こうした入所施設について、他の区や東京都との連携が必要になるということが課題となるということでご答弁させていただきました。

次に、（仮称）子ども総合サポートセンターでございますが、こちらはどのような機能を持っているか、また、どのような役割を分担・連携するのかということでございますが、現在本区におきましては、子ども人口が急増しておりまして、また、転入されて来る方々については、本区に地縁とか血縁がなくて、相談できる相手がいない、子育てについての悩みを抱えているというような現状がございます。そのため、気軽に相談できる場所と機会を確保し、また、妊娠、出産期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援体制を構築していく必要があるという、そういった問題意識がございます。そのため、子ども部と保健所のさらなる連携の強化が必要となつてございます。

また、児童相談所についてでございますが、児童相談所の機能といたしまして、児童虐待への対応ということが大きなものでございますが、その中核的な機能といたしましては、この相談所の名称どおり、相談機能でございます。相談機能としては養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談の5つがございます。こちらは、現在の児童・家庭支援センターで行っております相談でもさまざま受け付けているところでございますが、今後は児童相談所が設置されると、その後の措置や一時保護等の法に基づく機能が認められるということになります。こういった児童虐待については、いつでも誰でも起こり得るというものでございますので、これについて、子育てについて気軽に相談し、利用者に寄り添ったケアプランを作成するなど、個別・具体的な支援につながる児童・家庭支援センター機能と、専門的かつ個別的な緊急事例に対し、常時対応ができる、いわゆるハイリスク・アプローチという、そういった機能、これをシームレスに接続する質の高い相談・支援体制を今後展開していく必要があるということでご答弁させていただきました。

また、設置までのさまざまな課題ということでございますが、まず、本区の地域特性を踏まえました子ども総合サポートセンターの機能、それから設置場所をどうするかという問題、それから、一時保護所の問題、また、里親確保の問題等々、さまざまな問題がございますので、一つ一つ問題を解決していきたいということでご答弁させていただきました。

次の寺沢議員からの質問でございます。

こちらは教員の負担軽減についてということでございます。教員の多忙化ということについては、さまざま指摘されているところでございます。こうした負担に対しましては、教育委員会として業務の適正化による縮減、それから外部人材の活用、それからＩＣネットワーク環境の整備、こういった

ことが必要であるというふうに考え、取り組んできたということでご答弁させていただいたところでございます。

次に、嶋崎議員のほうから、国際教育についてということでご質問がございました。

まず、学校教育における国際教育の現状と課題ということでございますが、現在、幼稚園、保育園、小学校１・２年で年間６時間、それから小学校３・４年で年間１８時間、小学校５・６年で年間３５時間の外国語学習を実施しております。また、中学２年生を対象といたしましたイギリスウエストミンスター市の中学校との交流事業、こちらのほうも行っております。今後の課題としては、外国語活動の時間は限られていること、新学習指導要領による英語の教科化に対応した指導体制を確保することが課題であるということでご答弁させていただきました。

次に、国際交流事業の意義についてでございますが、国際交流事業の意義といたしましては、国際的視野を広めるとともに、豊かな人間性を育成し、海外との友好親善を図ることにございます。先ほど申し上げましたウエストミンスター市の交流事業のほかに、九段中等教育学校におきます２年・３年生のオーストラリア派遣、こちらを行っているということは既に委員の皆様にご案内のとおりでございます。

次に、池田議員のほうから、食品ロスの削減ということでご質問がございました。この食品ロスについて認識すべきイベントができないかということで、ゲーム形式による楽しくわかりやすく学べるような、そういったイベントにつきましても、今後、学校行事あるいは区のイベントで行っていくということを検討していきたいということでご答弁させていただいたところでございます。

次に、松本議員のほうから、インフルエンザの予防接種の拡大についてということと、多様化された保育施設の見直しについてということでご質問がございました。

まず、インフルエンザの予防接種の拡大についてでございますが、こちらは、子どもへの拡大ではなく、教職員や保育士等にインフルエンザ予防接種の無料化を実施できないかということについてのご質問です。こちらについては、子どもに与える影響だけではなく、複数人が同時に罹患した場合などあわせまして、その必要性を考慮しながら検討していきたいということでご答弁したところでございます。

また、保育施設の見直しについてということで、区が目指す乳幼児保育は何を軸として、どういう指導体制のもとで行うのかということでございますが、千代田区におきましては、千代田区の子どもたちのための就学前プログラムというものがございます。こういったものなどに基づきまして、保育園長のＯＢや巡回指導員が中心となって指導しているという実態についてご説明させていただきました。具体的には、毎年度３回ほど公立園・私立園の保育士を対象にした合同企画研修を実施し、参加した保育士が切磋琢磨しつ

つ、保育の質の向上を行っているということでご答弁させていただいたところでございます。

次に、岩佐議員のほうから、こちらも児童相談所の設置についてのご質問でございます。児童相談所設置の準備の進め方についてということでございますが、こちらにつきましては、本区では平成29年度から保育所において妊婦の全数面接を実施し、妊娠の早期から妊婦の状況を把握し、必要な方に子育て版のケア・プランを作成するなど、妊娠期からの子育ての支援体制の充実を図っていきます予定でございますが、さらに児童相談所の早期開設に向けまして、検討組織を設置いたしまして、先ほど申し上げました組織改正でございますが、これまで子ども部と保健所の役割分担を見直して、双方が一体となりながら、子育て世代を支援していけるよう、真に切れ目のない体制の構築の検討をしていきたいということでご答弁させていただきました。

また、社会的養護を受けている子どもたちへの支援ということでございますが、こちらは、現在日本におきましては、社会的養護の実情といたしまして、8割から9割の子どもが児童養護施設等への施設入所となっております。里親の割合が非常に低いという状況でございます。このため、現在区内におきましても、里親は皆無という状況でございますので、こういった里親制度の推進を課題として認識し、今後も児童相談所の設置検討の中で具体的な検討を進めていきたいというふうに答弁したところでございます。

次に、たかざわ議員のほうから、いじめ対策についてということと、九段中等教育学校の増築についてということでご質問がございました。

まず、いじめ対策については、その日にあった楽しいことをみんなで共有していくハッピーボックスという取り組みがあるということで、そういったものについても参考とさせていただきながら、子どもたちがお互いを思いやり、大切にすることを育んでいきたいということでご答弁させていただきました。

また、九段中等教育学校の増築については、先ほど子ども施設課長のほうからご説明させていただいたところでございますので、こちらのほうの説明は省略させていただきます。

次に、牛尾議員のほうから、子どもたちの成長・発展を支え、保護者が安心して預けられる学童保育、それから保育所の待機児童の問題についてご質問がございました。

まず、保育所の待機児童でございますが、こちらについては、ここ10年間、保育施設の整備を進めてまいりまして、平成29年4月の保育園入園の一次結果では、特定園留保は3割減少、そのうち兄弟姉妹別園の入園人数は、これまでの11人から3人と、大幅な改善を図っているということで、現状をご説明させていただきました。これからも保護者の負担等を考えまして、兄弟姉妹が同園にできるよう、特定園留保の解消に取り組んでまいりますということでご答弁したところでございます。

また、学童クラブの関係につきましては、計画的な学童クラブの増設とい

うことと、平成29年度は、麴町地区に私立の学童クラブを造設することを目指して取り組んでいくということでご答弁させていただきました。

また、学童クラブ、40人以上を受け入れている学童クラブを2つに分けるなどの必要があるのではないかとのご質問でございますが、現在学童クラブは17施設ありますが、施設的な制約もありまして、全ての学童クラブで定員を40人以下にするということは、これはちょっと困難だということでお答えさせていただいたところでございます。

次に、学童クラブの職員の給与の処遇でございますが、こちらは、指導員の人件費の補助の算定基準を、千代田区職員の給料に準拠いたしまして、適正な額としているということでご答弁させていただきました。

また、学童クラブの正規職員の配置の増ということでございますが、現在も適正な数の正規職員を配置しておりますし、また、非常勤職員の配置等も行っておりますので、今後子どもの数がふえている現状や、利用状況等も踏まえまして、引き続き適正な職員数となるよう努めていきたいということで答弁したところでございます。

それから、四番町児童館の仮施設移転に伴います職員の増員ということでございますが、こちらは既に非常勤職員1名を増員配置しているという状況でございます。

それから、居宅訪問型事業の利用実態を把握しているのかというご質問でございますが、昨年9月から11月にかけて、当時、居宅訪問型事業を実施しております全17家庭に、保育園長OBが巡回指導員訪問をいたしまして、その実態を把握しておりますということでお答えさせていただきました。

それから、居宅訪問型事業については、利用に際し保護者にしっかりと説明を行っているのかという質問でございますが、こちらは、居宅訪問型保育園の利用に際しましては、保護者のご家庭を利用した保育という特性に鑑みまして、保護者の方々には利用方法や注意点などについて、職員が事細かにご説明させていただいているところでございます。

それから、居宅訪問型事業の利用に当たりましては、居宅訪問型保育事業を断った場合に、待機児童と認定しないというような基準に変えることにできないかということでございますが、こちらは厚生労働省が定めた基準に基づいてやっているものでございますので、厚生労働省が定めた基準では、居宅訪問型保育事業を断った場合については、待機児童とは認定しないということになってございますので、この基準と異なった扱いはできないということでご理解いただきたいということでお願いしたところでございます。

それから、最後の飯島議員からのご質問は、子ども医療費助成の拡大というじめ問題の対応ということでございます。

1つは、先ほど冒頭のご質問でもありました学習指導要領の改訂による教員や児童へのストレスの増大ということでございますが、こちらは特に教員につきましては、夏季休業期間中を活用した外国語の指導法に関する研修会

の実施等、教員に過度の負担がかからないような取り組みをしていきたいということでご答弁いたしました。また、児童生徒につきましても、より外国語が楽しく学べるような、そういったことを心がけまして、教材や指導法について研究を進めているということでご答弁したところでございます。

次に、規範意識を醸成する心の教育の推進ということでございますが、特に道徳の教科化につきましては、これは特定の規範意識の押しつけということではございませんで、今回の改訂によりまして、わかる道徳から考える道徳、議論する道徳へ転換を図るものとされているということで、ご答弁させていただいたところでございます。

それから、原発についての科学的な学習や避難者の現状理解を進める取り組みについてということでございますが、こちらは区立学校ではこれまでも「地震と安全」や「3.11を忘れない」などの教材を活用した防災教育や放射能に関する理科教育を発達段階に応じて実施してきてございます。改めて、全教育課程を通じまして、こういったことにつきましても、子どもたちの理解が進むよう教育していきたいということと、あわせて一人一人の子どもを注意深く見守って、子どもの心情に寄り添ったきめ細やかなケアを徹底したいということで、ご答弁させていただいたところでございます。

それから、子ども医療費の問題につきましても、まず、子ども医療費助成制度に入院給食費を対象とすることについてでございますが、こちらについては、本区では平成23年4月から医療費助成制度の対象年齢を18歳までの高校生年齢相当にまで拡大しているという実態がございます。こちら、議員からご質問のあった入院給食費については、この医療費助成の対象とはしていないという状況がございますが、その次のところ、最後のところでございますように、入院給食費、これを医療費助成の対象に加えることや、子育て世代の国保料の軽減に使うことなどにつきましても、次世代育成に関する施策に係る収入と収支のバランスを考えながら、全体としてどうやって、総体としてどうやって子育て世帯の経済的負担を軽減していくかというふうに考えることが重要だというふうに考えているということでご答弁させていただいたところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上が今回の本会議におきます代表質問、それから一般質問に対するご答弁の概要ということでございます。

ご説明は以上でございます。

ありがとうございました。

1点、資料の修正で、最初の1枚目の自民党の代表質問の、質問議員は永田壮一議員となっていますけど、これは桜井ただし議員。

失礼いたしました。訂正させていただきます。

はい。

では、この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

中川委員長
教 育 長

子ども総務課長
中川委員長

金 丸 委 員	従前やっていた教育委員会での説明では、子どもサポートセンターというのは、児童相談所の機能がその中に一部入っているというふうに理解すればいいんですかね。だから、要するに児童相談所という名前は使わないで、そういう機能も持っている、そういう施設をつくるということが千代田区の方針であるという理解でよろしいのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	そのように子ども部のほうでも考えております。
中川委員長	これは先の話だと思うんですけども、養護施設を千代田区の中につくるとすると、場所がすごく問題になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども。はっきり言ってしまうと、人の目に触れるところにあると、通所する人たちがしにくいという問題とか、いろいろ出てくるかなとは思うんですけども。
児童・家庭支援センター所長	養護施設ですか。
中川委員長	そうですね。
児童・家庭支援センター所長	養護施設に関しましては、千代田区は現在ありませんので、他区との相互利用ですとか、他区と一緒に、今、足りませんので、どこかに建てるということが考えられますけども、今、里親さんのほうを推進しておりまして、今後は施設と里親さんのほうも一緒に考えてまいりたいというふうに思っております。
中川委員長	教育長。
教 育 長	養護施設はそういうことなんですけれども、そういう機能の中に一時保護所があって、これについては、職員に政令市の児童相談所を視察してもらっていますけれども、かなり効果的に運用しているところもあって、今のところ、千代田区で児童相談所を設置した場合にも、一時保護所の機能は不可したいというふうに考えています。
中川委員長	金丸委員。
金 丸 委 員	現状の把握という意味なんですけども、もちろん千代田区の中にそういう施設がないことはわかっていますけれども、千代田区の区民である子どもの中で、現在そういう施設、要するによその区や何かの施設を使っているというのは大体何人ぐらい、今、何人かというよりも、大体平均して何人ぐらいいるというふうに理解したらよろしいのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	現在、中央児童相談所の保護所のほうにも何人かおまして、あとは、江東のほうの保護所ですとか、あと、千葉のほうの養護施設とあわせますと、10名以上はおります。
中川委員長	金丸委員。
金 丸 委 員	ということは、やっぱりもし千代田区内でつくれるのであれば、つくる意味は十分にあるというふうに理解できるわけですね。
児童・家庭支援センター所長	保護所ですか。一時保護所に関しましては、児童相談所とセットでつくりますけれども、養護施設に関しましても、あったほうがいいというふうには思いますけど、なかなかこの小さい区で、単独ですぐにつくれるかなということはあるんですけども、あったほうがいいとは思います。

金 丸 委 員	私が考えるには、人数が、つくったとしても、要するに1桁台の人間しか利用するとしてもいないんだということになると、非常にコストが高くなってくる。けれども、2桁になってくると、ある程度の効率を考えられるのかなと。費用対効果の意味でですね。という意味での質問なんです。
中川委員長 教 育 長	教育長。 一時保護所については今お話ししたとおりなんですけれど、養護施設をどうするかというのは、なかなか難しい問題で、私の考えでは、直接区が運営するよりも、さまざまな社会福祉法人とかが運営している養護施設を活用するほうがいいのかというふうに、私個人は思っています。 ただ、児童養護施設はいろいろあるけれども、その管理が適正に行われているかどうかということが今問題になっていて、子どもに対する対応が不適切な例もあることが報道されています。だから、役所としては、養護施設の運営が適切に行われているかどうかの管理監督については、きちんと責任を持ってやる必要があると思います。運営については、もう少し広域的な視野で民間のノウハウを活用した運営でいいのかというふうには私は思っています。
中川委員長	そうですね。
金 丸 委 員	金丸委員。
金 丸 委 員	可能性の1つの問題として、私も区自身がそれを運営するのは多分余り意味がないだろうと思いますけども。例えば、保育園のように、施設自身は区で設置して、運営を民間に委託して、そういう状況の中で区が監督を十分にできるというようなことがあり得るんだろうなと。それをやったときに、やっぱり利用者が少なければ、それこそ無駄な経費だし、多分委託を受けるところもないという問題が起きてくるといったことがあったものですから、ちょっと質問させていただきました。
児童・家庭支援センター所長	そうですね。現在でも、ショートステイですとか、あと、乳児院なども区にはありませんので、2カ所あるんですけれども、そこに委託しているような状況なんです。その中では、やはりほかの区さんも一緒に委託されておりますので、希望どおりの日にお子さんを預けられなかったりとか、急にきょう預けたいというときにいっぱいだったということがあります。そういうことを考えますと、区がどんな形であっても持っているということは、すごく重要だなというふうに思うんですけれども、いつもいつもいっぱいになるわけではありませんので、他区と共同してつくるですとか、またショートステイと組み合わせたような養護施設にするとか、こういう小さい区ならではの、何か方策といいますか、そういうものを考えていきたいというふうに思っております。
金 丸 委 員	仮に養護施設に預けた場合、その養護施設が千代田区内になくても、千代田区の近くであれば、従前の学校に登校できるという状況はありますけども、実際にはそうじゃなくて、転校せざるを得ないというのが実態なんですか。

児童・家庭支援センター所長	近くの保護所から、どうしても学校はあと少しなので通いたいということ で通った例もあるんですけども、基本的には、皆さん、養護施設は遠いところ になってしまいますので、転校せざるを得ないという状況です。
中川委員長	これというのはケース・バイ・ケースで、例えば、保護された子が今いる 学校に通えるほうがいいのか、それとも離れたところで教育されたほうがい いのかなど、いろんな問題があると思うんで。ただ、私たちも余りそういう 実情を知らないんで、一時保護や何かしなきゃいけないときなど、どうい う状態なのかということ、できたら一度教えていただけるといいなというふ うに思います。
児童・家庭支援センター所長	個人情報ですとかいろいろな関係もありますけれども、千代田区の子ども がどうなったかということはやはり知っていただきたいということもありま すし、私たち子ども家庭支援センターがどんなことをしているんだというこ とも知っていただきたいということもあります。ただ、今、児童相談所は東 京都が持っていますので、そことの関係等もありますので、そういうところ も含めまして、皆様に何か機会がありましたら、ぜひ情報提供させていただ きたいと思います。
中川委員長	そうですね。もちろん個人情報の問題はあるんですけど、千代田区の子ど もたちの教育の問題ですから、私たちはきちんと知っておかなきゃいけない と思います。それじゃないと、いろんなことが審査できないと思いますの で、その点、よろしくお願いします。
教 育 長	今まで子ども家庭支援センターは千代田区が持っていましたけれども、一 時保護の対応とか、それ以降の児童養護施設の対応とか、さらに今度は、里 親の働きかけとかあっせんとかいう機能も児童相談所の機能として入ってき ますから、特別区の児童相談所の設置を機に、これからはそういうことにつ いても教育委員会としてきちんと認識を深めて、適切な方向性を見出して いく必要があるというふうに思っています。適宜また、情報提供等をさせて いただきたいと思います。
中川委員長	そうですね。よろしくお願いいたします。 よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	では、この件に関しましてはよろしくお願いいたします。 これは議会定例会の報告の中の問題でしたけども、ほかはよろしいで すか。
	(な し)
中川委員長	では、次に、地蔵橋西児童遊園、旧和泉橋出張所を活用した私立認可保 育園の整備に係るパブリックコメントの募集の結果について、子育て推進課長 より報告をお願いいたします。
子育て推進課長	2月20日号からの広報で周知をしまして、2月20日から3月5日まで地蔵 橋西児童遊園、旧和泉橋出張所を活用した、区の財産を活用した認可保育所 整備に関するパブリックコメントの意見につきまして、集約ができましたの

で、まず初めに、意見公募のほうからご報告申し上げます。

意見の集約内容、意見は3件でございました。

まず、主に、喫煙のこと、昭和通りに面しておりますので、排ガスのこと、また、建物が高い地区ですので、日当たりや昭和通りの周辺道路の交通量の関係、子どもに対する環境面ということで、意見番号の1番及び2番で、子どもに対する環境面についてございました。

大きな2つ目として、意見番号2番の上から3つ目のところに記載がございますけれども、保育所の代替園庭について意見がございました。

4つ目として、意見番号2番の4つ目です。保育園だけでなく、幼稚園の定員増も検討すべきではないかというご意見。

最後に、意見番号3番のところ、保育園に関する保育所への送迎と、送迎に使う駐輪場の関係について考慮、配慮すべきではないかというご意見がパブリックコメントのほうでございました。

続きまして、2月22日に、パブリックコメントにあわせまして、意見交換会を開催しました。この意見交換会は、3組、大人でいきますと5名の方の参加を得て、22個の意見が出ました。意見番号の1番から3番、保育所の整備に関して、区内ではどういったところの保育園が、今整備が決まっているかのような案件として、保育所の整備に関して1番から3番。

続きまして、意見番号の4番から8番、先ほどのパブリックコメントでございましたように、喫煙ですとか公園がもっと多くできないかとか、遊具の整備などについて4番から8番です。

続きまして、9番から12番として、これからこのパブリックコメントを踏まえて、事業者を募集する際に、募集する事業者としてどのような実績のある事業者を募集するのか、もしくは都内だけじゃなくて、他県に保育所を運営しているような事業者も募集できるような考え方でいくべきではないか。また、公設公営、公設民営についてどのようなことかというのが9番から12番でございました。

続きまして、旧和泉橋出張所の建物なんですけれども、昭和20年代に計画されました都市計画道路の計画区域、事業計画はないんですけれども、都市計画道路の区域に入っていると、この区域を外して、例えばコンクリの基礎を打った上で高層を建てるようなことというのは、区は考えましたかというようなご意見がありました。

続いて、14番から15番、先ほどのやはりパブリックコメントのほうでもございましたけれども、保育園の送迎についてのご意見がありました。

あと、送迎については、ちょっと飛びますけれども、20番のほうでお迎えの関係もございました。

16番から18番の意見としましては、これから募集する際の事業者の整備の日程ですとかスケジュール関係についての意見でございました。

19番、これまでとちょっと系統の異なった意見だったんですけれども、今般新聞等では言われているような保育所の反対の意見が出たようなときという

	のは、行政としてどのような対応をするのかというようなご意見もありました。 20番から21番につきましては、送迎の支援の関係、ファミリーサポートセンターの事業の関係とかのご意見でした。 最後に、22番として、この整備をする地域についての意見、地域の方への説明はどのようなことかという、22個の意見がございました。 本日はどのような意見があったかということの集約までを、教育委員会のほうにご報告をさせていただきまして、あわせまして、来週開催の区議会、子育て文教委員会の常任委員会のほうに、まず意見の集約について報告をさせていただきたいと考えてございます。改めまして、この意見の区の回答案がまとまりましたところで、改めてご報告させていただいて、区のホームページ、区の広報への掲載等の準備を進めたいと考えております。 説明は以上でございます。
中川委員長	ありがとうございます。 この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
金丸委員	金丸委員。 よろしいでしょうか。意見交換会のところで出てくる20番の送迎の問題なんですけれども、基本的に、千代田区では、幼稚園にしても保育園にしても、送迎は親がやるのが原則だという、そういう方針であるという理解でよろしいのでしょうか。
子育て推進課長	今、金丸委員のご質問どおり、子どもの保護者の方が行うことが原則です。ただし、場合によっては、運営事業者さんのほうで、どこかの交通機関の集合のような場所でやることを妨げるものではございません。原則は保護者の方の送迎でございます。
中川委員長	今現在の実態としましては、保育所の場合は保護者の送迎でございます。 よろしいですか。 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。 (な し)
中川委員長	では、次に移りたいと思います。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 退職校長・園長 退職辞令交付式・感謝状贈呈式
- (2) 教育広報かけはしの年間予定
- (3) 教育委員会行事予定表
- (4) 広報千代田(3月20日号)掲載事項

中川委員長	次に、第4、その他に入ります。 子ども総務課長より報告をお願いいたします。
-------	---

子ども総務課長	それでは、その他事項といたしまして、子ども総務課のほうから4件ご連絡がございます。 まず、第1点目、退職校長・園長、退職辞令交付式・感謝状贈呈式についてでございます。 こちらにつきましては、毎年度、年度末に退職いたします校長・園長に対する辞令交付、それから感謝状の贈呈を行っているところでございまして、委員の皆様方には立ち会いのほうをお願いしたいというふうに考えてございます。こちらのほうに本年度の式典の概要を載せてございますので、3月31日の1時25分に教育長室のほうにご集合いただきたいと思います。 それから、当日は、教育委員会の臨時会を開催していただく予定でございますが、午後2時20分からは予定してございますので、皆さん、ご予約のほうよろしくお願いいたします。 では、続きまして、2点目、来年度のかけはしの掲載案でございます。こちらのほう、事務局のほうで来年度の年間の掲載事項の案を考えさせていただきました。本年度も委員の皆様のご意見をお伺いいたしまして、掲載事項のほうを、各号につきまして、それぞれ検討させていただきましたが、来年度につきましては、そういった検討も踏まえまして、この内容で、1年間の掲載計画として、こちらのほうを本日案として提示させていただきます。これは現時点で事務局でこのように考えたというものでございますので、また、各号、発行が近くなりましたら、皆様方のご意見をお伺いいたしまして、それぞれ決めさせていただきたいと思っております。 さまざまなご意見がございましたが、その時々出た問題とか、あるいはさまざまな行事の関係で、変更したのもございますし、また、年間3回だけの発行となつてございます関係で、季節的、時期的にうまくマッチしないようなものもございまして、なかなか掲載するのが難しいというようなものもございます。そういった中でさまざま考慮いたしまして、今こういつたところで考えさせていただいてございますが、また、この件についてはご意見をさまざまいただければと思っております。 次に、教育委員会の行事予定、それから広報千代田の3月20日号の掲載事項、こちらについては例会のとおりでございますので、資料のほうをごらんいただきたいと思います。
中川委員長	ご説明は以上です。
中川委員長	では、これに関しまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
中川委員長	よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	では、ご意見、ご質問がないようですので。
中川委員長	そのほかに報告事項はございますでしょうか。
	(な し)
中川委員長	教育委員のほうから何かありましたら。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

ちょっと1つだけ。この間、視察した神田淡路町保育園大きなおうちの1階に道路に面して大きなガラス窓がありまして、あそこはちょっと危険じゃないかなということを感じたんですけれども。例えば車が飛び込んできちゃうとかというようなことはないかとか、ガラスが割れるようなことはないかというのが、ちょっと気になったんですけれど。

子育て推進課長

1階の調理室の隣のランチルームに使う予定の部屋です。あそこについて、今、中川委員長がご指摘のとおり、例えば外から車が直接飛び込むようなこと、あそこはガードレールがまずございますので、一義的には道路から直接ガードレールを超えた上でさらにというようなことしか考えられないと、交通の面では考えてございます。

あと、ガラスにつきましては、ガラスにするときのガラスの使用については、強化ガラス、耐熱ガラスの強度の強いものを使ってございますので、安心安全については、設計会社、施工業者のほうから強度については大丈夫だということで、ガラス窓で区のほうも検査をし、東京都の検査も得ているものでございます。

中川委員長

多分そういう配慮はできているとは思うんですけれども。中を見渡せるような透明なガラスであって、防犯上もどうなんだろうと思いました。

子育て推進課長

今の外から見えるような配慮なんですけれども、実態上は上から下まで届くロールスクリーンを、実際上は子どもがあそこでご飯を食べるような際には、外から見えないような配慮でロールスクリーンをおろして、ほかの1階の保育室もそうですけれども、外からの視野ということでは、きちんと配慮した運営に努めていきます。

中川委員長

何か怪しげな感じがちょっとします。

金丸委員。

金丸委員

私も何となく違和感を覚えたんですけれど。確かにおっしゃるとおり、大人の人はあそこにロールスクリーンをおろしてやるんでしょうけども、あれって子どもがいたずらするとすぐにまき上げるのではないかなというような心配があって、何となく違和感を覚えました。

子育て推進課長

今、きょうのご意見については、運営事業者のほうに伝えまして、本当に安全と安心面についてはさらに配慮した運営に努めていくように申し伝えます。

中川委員長

よろしくお願いします。

それでは、ほかにはないでしょうか。

(な し)

中川委員長

それでは、先ほどの日程の最後にしました第1議案、指導課の議案第6号、人事案件の議事に入ります。

ここからの案件は非公開となりました。